平成２１年（再口）第６号
香川県さぬき市津田町津田1325番地38、住民票上の住所香川県さぬき市津田町津田1209番地
再生債務者　三好　章雅
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年６月７日まで
平成22年５月10日
高松地方裁判所破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再口）第１０１２８号
神奈川県川崎市多摩区菅仙谷３―１―11―102
再生債務者　板井純一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再口）第２１号
宮崎市花山手西２丁目29番地10
再生債務者　寺澤　洋則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月10日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再口）第１号
奈良県吉野郡大淀町大字土田507番地の213
再生債務者　大島　成基
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月10日　奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（再口）第２０号
埼玉県北本市石戸５丁目195番地
再生債務者　長島　勝治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月11日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再口）第１８号
千葉県柏市豊平町１番１号
再生債務者　長谷川新祐
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月７日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（再口）第２５号
京都市伏見区深草西浦町６丁目６番地31ｓｔメイフラワー406
再生債務者　森島　竜一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月11日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再口）第１号
茨城県取手市取手１丁目７番14―107号
再生債務者　緒方　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月10日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２２年（再口）第６号
大阪市東成区東中本１丁目７番４号
再生債務者　染矢　勝巳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月10日
大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年五月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年五月十二日
掲載頁　一二一頁（号外第九十八号）
（乙）http://www.aprecio.co.jp/
平成二十二年五月十九日
静岡市清水区中之郷二丁目四番二五号
（甲）株式会社東興
代表取締役　石田　惠義
東京都港区三田三丁目一二番一六号
（乙）株式会社アプレシオ
代表取締役　石田　惠義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月二十三日
掲載頁　一一五頁（号外第八十八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月二十三日
掲載頁　一一五頁（号外第八十八号）
平成二十二年五月十九日
岡山県総社市門田三九番地
（甲）株式会社マルキューフーズ
代表取締役社長　秋山　昌史
岡山県総社市門田三九番地
（乙）株式会社総社麺業
代表取締役社長　秋山　光正

吸収分割公告

左記会社は当局の認可を条件に吸収分割し、甲は乙のコーポレートファイナンスビジネス　不動産ファイナンスグループ戦略支援チームが所管する顧客の債権管理・再生支援・回収業務その他の関連業務の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年六月二十四日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十二年六月十八日に予定しております。乙は会社法第七八四条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十二年五月十九日
東京都港区赤坂一丁目六番一六号
（甲）株式会社ＴＳＢストラテジックパートナーズ
代表取締役　谷口　和嗣
東京都港区赤坂一丁目六番一六号
（乙）株式会社東京スター銀行
代表執行役　ロバート・ユム・ベラーディ

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の商品取引受託業務事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年八月二日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十二年五月十三日に終了しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.okayasu-shoji.co.jp/
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十三日
掲載頁　一六六頁（号外第一三一号）
平成二十二年五月十九日
大阪市中央区北浜二丁目三番八号
（甲）岡安商事株式会社
代表取締役　岡本　昭
東京都中央区日本橋人形町一丁目一番一号
（乙）株式会社アサヒトラスト
代表取締役　輿石　宏司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、確定した最終事業年度はありません。
平成二十二年五月十九日
札幌市中央区北一条西一八丁目二番地二一一〇二号　株式会社ラボ・ジュヴェルサ
代表取締役　小野　百合